

会 議 録

名 称	酒田市子ども・子育て会議（平成 29 年度第 2 回）	
議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育所及び認定こども園の入所決定状況について</li> <li>(2) 保育所の利用定員の設定について</li> <li>(3) 平成 30 年度における主な保育関係事業 〔H30 年度予算要求ベース〕</li> </ul> </li> <li>・ 議事               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育士の養成と確保、及びその定着について</li> <li>(2) その他</li> </ul> </li> <li>・ その他</li> </ul>	
開催日時場所	平成 30 年 2 月 15 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分 酒田市役所 7 階 703 号室	
出席者	委 員	佐藤（耕）委員、石川委員、葉丸委員、阿部（勇）委員、阿部（幸）委員、石垣委員、宮田委員、高橋（利）委員、加藤委員、橋本委員、大滝（晋）委員、白旗委員、伊藤委員、和田委員
	関係課等	健康福祉部長、健康課長、学校教育課長補佐
	事務局 （所管課）	子育て支援課長、子育て支援課保育主幹ほか
会議の概要	※詳細別紙	
配付資料	資料 1 保育所及び認定こども園の入所決定状況について 資料 2 保育所の利用定員の設定について 資料 3 平成 30 年度における主な保育関係事業 〔H30 年度予算要求ベース〕 資料 4 保育士の養成と確保、及びその定着について 資料 5 その他	
特記事項	傍聴者 0 名	

## 別紙

### 酒田市子ども・子育て会議（平成 29 年度第 2 回）（要旨）

【 午前 10 時 00 分開会 】

#### ■ 1. 開会

○司会進行：阿部（衛）課長補佐

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は 20 名の委員中 14 名のご出席をいただいております。酒田市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項により定足数を満たしておりますので、これより平成 29 年度第 2 回目の酒田市子ども・子育て会議を開会します。はじめに健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。

#### ■ 2. 部長挨拶 岩堀健康福祉部長

○司会進行：阿部（衛）課長補佐

続きまして「報告」に進みます。子ども・子育て会議条例第 6 条の規定により、会長が議長を勤めることとされております。白旗会長から議事進行をお願いいたします。

#### ■ 3. 報告

○司会進行：白旗会長

本日はお忙しい中お集まりくださいましてありがとうございます。司会進行にご協力をお願いいたします。早速ですが 1 ページ目の「次第」をご覧ください。本日の会議の内容は「報告 3 件、議事 1 件、その他 1 件」です。

報告（1）につきましては、現在進められている保育園及び認定こども園の入所調整がほぼ固まりつつありますので、その状況を事務局から報告してもらいます。

報告（2）につきましては、4 月から統合する八幡保育園の利用定員、それから浄徳幼稚園・じょうとく保育園の利用定員変更について事務局から報告がありますので、ご意見等があれば皆さまからお願いいたします。

報告（3）につきましては、保育園関連の平成 30 年度のおもな事業について事務局より説明があります。3 月定例会の開会前ということもありまして、予算要求ベースではありますがご承知願います。

続きまして、議事 1 件につきましては、開催通知に同封いたしました「ご意見・ご質問・情報提供等送付用シート」によりまして、宮田委員から事前に寄せられた内容となります。保育士の養成と確保及びその定着についての問題提起をいただきました。「共に考えたい」ということでしたので、はじめに宮田委員より簡単にご説明をいただいた後に、皆さまと一緒に考えたいと思います。

「(大きな) その他」につきましては、薬丸委員から寄せられた疑問への回答を予定しております。内容は離婚調停中もしくは離婚調停準備中の取り扱いについてです。薬丸委員より簡単にご説明いただいた後に事務局より回答してもらいます。

こういった会議の流れを予定しております。終了時刻を昼12時目処とさせていただきたいと思います。それでは次第に従いまして進めさせていただきます。報告(1)保育園及び認定こども園の入所決定状況について、事務局から報告をお願いいたします。

#### (1) 保育所及び認定こども園の入所決定状況について

○資料説明：菅原子育て支援課長（資料1参照）

○白旗会長

ありがとうございました。

平成28年度中に認定こども園への移行が大きく進みました。幼稚園が認定こども園になると、いままで幼稚園で直接入園申し込みを受け付けていたものが、市子育て支援課が申し込みを受け付け、園児を振り分けることになりました。ちょうど1年前は幼稚園も市も始めての対応を経験したと聞いております。また子ども・子育て新制度になってから全国的に入園要件が緩和されたことなどから、これまでは要件を満たさなかった子どもたちも入園申し込みがし易くなったと考えられます。そういった背景がある中で今年度は2年目の入所調整をした結果、現段階では待機児童の見込みは居ないとの報告でした。事務局から説明があった件につきまして、皆さまからご質問やご意見がありましたらお願いします。

○石垣委員

資料を見ると定員数よりも利用予定児童数が超えている園が多くありますが、園側での受け入れは大丈夫なのでしょうか。どれくらいまで受け入れ可能なのでしょうか。

○菅原子育て支援課長

定員の120%まで受け入れ可能となっています。

○宮田委員

私は学区改変審議会委員を勤めています。0～5歳児までの子どもの数について平成29年3月31日現在の住民基本台帳によりますと4,115人の児童がいるというデータをいただきました。平成29年3月16日現在の資料1によりますと2,909人の利用予定児童数と書いてあります。比較すると70.7%。この差は家庭で保育しているものと考えてよろしいのでしょうか。これらも含めて待機児童がいないということでしょうか。

○菅原子育て支援課長

資料1については2号3号認定のみの数字です。幼稚園1号認定は含まれておりません。市が入所調整する分について4月1日時点で待機児童は発生しないこととなります。

○薬丸委員

待機児童の定義について説明がありましたがその定義は何に記載されているのか教えてください。今はその定義を前提として話しが進められていますがその定義が妥当ではないのではないかという考え方もあります。例えば「親が求職活動を行っていない場合は待機児童に含めない」といった部分です。そういう妥当性については、この会議では議論しないということによろしいでしょうか。

○菅原子育て支援課長

国の保育所等利用待機児童数調査要綱に示されている待機児童の考え方になります。市独自に待機児童に含めるとか含めないとかの判断はしていないところです。

○白旗会長

他に無ければ次に移ります。

報告（2）保育所の利用定員の設定について、事務局から報告をお願いいたします。

（2）保育所の利用定員の設定について

○資料説明：菅原子育て支援課長（資料2参照）

○白旗会長

ありがとうございました。利用定員の設定につきましては、本会議の所掌事務にもなっております。資料2につきましては、八幡保育園と浄徳幼稚園・じょうとく保育園の説明がありました。八幡保育園について、平成30年4月から統合する八幡保育園の利用定員についての報告でした。210名から→140名へ減員したとしても八幡地区の入所要望にはすべて応えられるという説明でした。また、浄徳幼稚園・じょうとく保育園については、実状に応じて1号認定を減員するというものでした。需要が多い0～2歳児は変更が無いようです。ご意見又はご質問などがあればお聞きしたいと思います。皆さまいかがでしょうか。

○白旗会長

無ければ次に移ります。

報告（3）平成30年度における主な保育関係事業、予算要求ベースについて事務局から報告をお願いいたします。

（3）平成30年度における主な保育関係事業〔平成30年度予算要求ベース〕

○資料説明：菅原子育て支援課長（資料3、資料3-1参照）

○白旗会長

ありがとうございました。平成30年度の予算要求ベースの主な保育園関係事業について説明がありました。8項目うち1番目は後ほど議事で説明があるということでしたので、残り7項目についてご意見又はご質問などがあれば皆さまお願いいたします。

### ○大滝（晋）委員

病児・病後児保育のサービス拡充という説明でしたが、定員は何人に増やして看護師は何人常駐する予定でしょうか。

### ○菅原子育て支援課長

受け入れは3名から9名へ、看護師は1名から2名へ、それぞれ増やしたいと考えています。看護師は常駐1名とタクシー送迎1名の計2名を想定しています。

### ○大滝（晋）委員

現在のあきほ病児・病後児保育所については、個室1と広い部屋1の合計2部屋です。利用したいといったときに、例えば、インフルエンザA型、インフルエンザB型、水疱瘡の3種類の感染症の子どもがいた場合、今のあきほ病児・病後児保育所では扱えません。病児・病後児保育を拡充するためには感染症に対応した構造をきちんと考えなければいけません。仮に個室を9床にしたとすると看護師2名で賄えるのかという問題があります。しかも送迎サービスに1人が行って、残された1人が子ども9人を看護できるのかという細かなところを詰めていかないと難しいと思います。

資料中にある「かかりつけ医等」は「日本海総合病院」と理解してよいのでしょうか。というのは東北厚生局の指導があり、日本海総合病院では初診の場合一律5千円が掛かります。病児・病後児保育は特別扱いになるのか、送迎サービスのタクシー代は誰が負担するのかなど、家族の経済的な負担の部分がどうなるのか見えません。また乳児健診、慢性疾患、予防接種といった診療予定表が決まっている中で日本海総合病院の小児科医が救急で対応してくれるのか、かなり色々な問題を含んでいてその辺のところを詰めていかないと難しいと思います。

うちのクリニックに来るお母さん達はとても上手に病児・病後児保育を利用しています。熱が出て診察に来た時点で「連絡票を書いてください」との申し出があります。わざわざ連絡表をもらいに再来院することはほとんどありません。従って本当に連絡票が保護者の負担になっているのか疑問です。それより利用するためのノウハウをもっと周知したらどうかと思います。

それから平田保育園の病後児保育がほとんど使われていない現状です。その病後児保育が今後どのように展開していくのか教えてください。

### ○菅原子育て支援課長

部屋の構造については、3つの感染症に対応できる配置が利用し易いと考えております。看護師体制については、看護師2名に加えて保育士も常駐することを想定しております。初診料5千円については、今後日本海総合病院と協議していくこととなりますが、なるべく保護者の負担が無いようなやり方を検討したいと考えております。

タクシー代については、負担を無しにしたいと考えております。

連絡票のノウハウについては、様々な機会を捉えてPRしていきたいと思っております。

平田保育園の病後児保育については、今回のあきほ病児・病後児保育所拡充の利用状況を踏まえて、その後の在り方について検討する必要があると考えております。

### ○薬丸委員

私の子どもが胃腸炎になり今日は夫が見てくれています、病児・病後児保育所を申し込み、明日にでも利用しようかという状況です。私の場合は園からお迎えコールがあると即座にお医者さんを予約して病児保育に電話を入れます。その際「今日は無理です」と言われると（親の仕事が）その日は休み確定になります。その「今日は無理」がネックです。説明にありました送迎サービスを利用できるのであれば当日利用ができるはずですが、また給食もできるはずですので是非検討事項に入れていただきたいと思います。

私は平田保育園の病後児保育を使ったことがありません。理由は自分で病児か病後児かの判断がつかないためです。もしもその判断ができれば選択肢の一つに入って来ると思います。

### ○菅原子育て支援課長

ありがとうございました。参考にさせていただきます。

### ○阿部委員

小鳩保育園長の阿部です。病児・病後児保育のサービス拡充について法人保育園協議会へ提案があったときに協議会の中でも話題にしました。先程の説明では、万が一のためのどうしてもならない人のための施策と伺いました。どのような人が利用するか分かりませんいろいろな事情があるので遣ってみないと分からないとは思いますが、やはり一番心配なところはタクシーの送迎でした。（子どもが）今まさに一番苦しんでいるときに親で無い全然知らない人に預けられるという子どもの心情を考えたときに、いくら専門性がある看護師が迎えに来てくれたとしてもいかながなものかと感じます。保育園側としては誰か（保育士）が付き添ってあげたいよねという声も出ました。また保護者の気持ちを考えたときに、子どもの様子を知りたい、見たいと思うのは親として当たり前だと思います。

「子どもの具合が悪いです」と電話が入って「じゃあ自分は行けないのでタクシーでお願いします」となったとしてもそこを確認せずに病児・病後児保育所へ移るのはいかながなものかと感じます。また、診察には問診が必要です。看護師へ症状を伝えるとはいえ、既往歴や前日の様子など親でなければ分からないことがあると思います。課長の説明を聞いて様々なことに配慮しての施策だということは分かりましたけれども、まだいろいろな課題があるということを考えて更に検討していただきたいと思います。

加えて、子育てしながら働いている女性がいる企業への働き掛けについて、何年も前から声に出しているのですが施策がなかなか進まないと感じます。子どもが病気のときは「いよいよ行っておいで」と言えるような職場環境づくりについて、企業に働き掛けて協力を得る方法はないものかとすごく感じます。

### ○堀賀主幹

子育て支援課の堀賀です。企業向けの働き掛けについて、先日酒田市で初めて「くるみん」の認定を受けた企業がありました。もっと広めていきたいという思いで新総合計画に山形いきいき応援企業を目指す企業を100社以上増やしていこうという目標を立てており

ます。また育児のために会社を休まれてしまうと人材不足で大変という企業の育休対応向けに人材バンクのような助け合いの仕組みができないか検討しています。これは女性活躍関係会議で話し合っています。今後多くの企業で人材が不足してきますとますます保育園や学童保育所の重要性が増してきますけれども、一方で企業側、働く側からもワークライフバランスをとっていただかないとこういった施策はうまく回らないと考えております。どうやったら施策を上手く展開できるかまだまだ模索中ではありますが検討を行っておりますのでご理解をお願いします。

#### ○石垣委員

病児・病後児保育サービスを拡充することはとても良いことだと思いますけれども、病児や病後児じゃない子どもについても提案します。あるお母さんから電話が掛かってきて託児をお願いしたいというものでした。現在インフルエンザで学級閉鎖が多い状況です。自分の子どもはインフルエンザに罹っていないのに学級閉鎖なのでお家で待機しなければならず、ひとり親で何処にも預けるところが無く何日も仕事を休んでいるんですと泣き付かれました。にこっとではもしかしたらそのお子さんがインフルエンザ（に感染していて今後発症する）かもしれないと思うと「うちでは預かれないんです」とお断りすることが度々あります。台風で休みになったときも連絡が来たのが夜で次の日にどうしても会社に行かなければならないのに預け先がなくて大変困ったという子どもがかなり居るんだということも分かっていただけだと思います。そこで小学生低学年の受け皿が無いと感じます。そういった子ども達を何処かでお預かりできるような受け皿を考えていただければと思いますので検討をよろしくをお願いします。

#### ○和田委員

酒田青年会議所の和田と申します。病児・病後児保育の件で皆さんから意見が出ていました。私は子どもが3人いる中で2人がインフルエンザで今日1人をあきほ病児・病後児保育所へ預けて来ました。このサービスは本当に良いサービスでこれからもっともっと良くなるべきだと思います。それで企業側からの協力という言葉がありましたけれども我々青年会議所には沢山の企業が所属しております、その中で少なからずそういった議論があります。市として出来るか分かりませんが僕は企業がお金を払っても良いのかなと思います。例えば月3万円を負担する代わりに従業員がそういった細かなサービスを受けることができるようなもの。予算が多ければ、いろんなサービスの拡充もできるし人も確保できるのでそういう目線もあり得るのではないのでしょうか。そこに集まる企業は（ワークライフバランスを）理解している企業なんですと市が打ち出せば、女性も働きやすいし金銭的なところも回ってくるし、継続的なサービスも利用できて利用者も増えて、サービスも増えれば市全体へ広がって行って、（女性が活躍できる）市だよというふうにはPRもできるといった視点もありなのかなと思います。意見です。

#### ○大滝（晋）委員

もうひとつ、酒田市にはファミリー・サポート・センターがあります。子どもの病気について先日2時間くらい勉強会の講師を務めました。預け入れる側も預かる側も子どもの

病気についての対応の仕方を勉強している訳ですから、折角酒田で動いている制度を巻き込んで病児・病後児保育をやって行けば良いと思います。例えば送迎サービスに入れるのか病後児サービスに入れるのか或いは急な小学生の預かり保育に使うのか、そのところを広げて行けば良いと思います。ファミサポのサービスの中で子どもの病気時の預かりは残念ながらほとんど利用が無いと思うのでそういうものを巻き込めばもっと広がるという気がします。

#### ○菅原子育て支援課長

大変参考になるご意見ありがとうございました。ちなみにファミサポの利用状況は平成28年度実績で883人、会員数は471人です。ファミサポを巻き込んだ仕組みづくりについて是非検討させていただきます。

#### ○高橋家庭支援主査

大滝委員からお話しがあった子どもの病気時の預かりは確かに件数が少ない状況です。受け入れる側の家族への感染なども懸念されるものですからなかなか利用に繋がり難いといった実状があります。ファミサポでは24時間研修なども行っておりますので今後の課題と捉えております。

#### ○白旗会長

病児・病後児保育サービスについて活発なご意見をいただいているところですが、他にご意見・ご質問等ありますでしょうか。

大滝（晋）委員からは安心して預けられる環境づくりのために拡充した際には人員配置や個室等の整備について、またファミサポを巻き込んだ仕組みづくりについて意見がありました。薬丸委員からは当日利用と給食、それから病後児保育の使用方法について検討依頼がありました。阿部委員からは子どもの気持ち、親の気持ちを汲み取って検討してほしいこと。その中で企業側への働き掛けについても考えてほしいという意見がありました。和田委員からは企業側も検討中という心強い発言をいただきました。石垣委員からは学校が休みのときの受け皿づくりについて意見をいただきました。地域にとってより良いサービスになりますように引き続き検討をよろしくお願い致します。それでは次に進みます。

### ■ 4. 議事

#### ○議事進行：白旗会長

事前シートによりまして問題提起をいただきました宮田委員より質問要旨について簡単にご説明をお願いいたします。

（1）保育士の養成と確保、及びその定着について

○質問要旨：宮田委員（資料4参照）

## ○宮田委員

取り上げていただきましてありがとうございます。私は木の実こども園の理事をしている関係で園の悩みやこれからの方向付けなどを色々と協議しています。その中で現在大きな課題となっていることは、園児の減少と保育士の確保と聞いておりますのでこのような問題提起をしました。日本経済新聞の切り抜きも参考にしながら皆さんと共にこの大きな問題を考えていきたいと思えます。私としては公立高校で（保育士養成の）カリキュラムを設けるのは非常に難しいと考えましたので、今春に天真学園高校と酒田南高校が一緒になって大きな学校が出来る訳ですけれども、そこに（保育士養成）カリキュラムを設けることができないかと考えています。また東北公益文科大学にもそのような養成課程を設置して、女性のみならず男性からも学生として学んでいただき、その後は酒田に就職定着してもらうことで極端な言い方をすれば人口増に繋げていくことができないかという大きな目標を掲げてこの問題に対して共に考えていきたいというふうに思います。できれば東北公益文科大学については現理事長が健在なうちにこの問題を取り上げていただきたいと思っております。木の実こども園長が実は以前に副市長へこのような問題提起をしたことがあるそうです。その時の答えは、学生募集をどうするか、開設には多額の予算が必要といった色々な課題があるとの答えだそうです。ですからこれは全市民が問題意識を持って考える課題ではないかと考えたものです。

## ○白旗会長

ありがとうございました。問題提起をいただきました①～⑥までについて酒田市の現状等を踏まえて事務局から説明をお願いいたします。また関連します資料4-1、平成30年度保育士等人材確保事業についても合せて説明をお願いいたします。

## ○説明事項：堀賀保育主幹（資料4-1）

## ○堀賀主幹

宮田委員からいただきました事前シートについて私からご説明いたします。

①当市における保育士の需要と供給のバランスについては、就学前児童数は減少しているものの3歳未満児の保育園入所が増加しております。また発達に課題を抱える子どもの増加により配置保育士の必要数が増えております。法人保育園や認定こども園に軽度発達障がいのある保育に係るための補助を予算付けしています。需要はかなり増えております。しかしながら供給は養成校へ行く学生数が少なくなっています。大学進学状況を調査したところ、保育科があって5人以上入学している大学は5つしかありません。実際訪問した養成校のうち1校では保育を目指していませんとの答えでした。高校生が就職先として保育園を選んでいないという実情が見えております。ただ酒田市は認可基準に基づいて保育をしておりますので認可保育をするにあたっては（保育士が）少ないとは言われながらも（保育士は）足りていることとなります。平成30年6月に保育士の求職状況の確認をしました。正職員14人、日々雇用・パートも含めると合計49人の求人が出ている状況でした。

②有資格者で退職から再就職のための人材登録体制については、ハローワークや山形県福祉人材センターに登録していただいてそれを保育所側で活用するという形となります。

山形県福祉人材センターが、保育の現場から一旦離れた潜在保育士と言われる方々向けの研修会を開催してもやはり参加が少ないような状況です。平成 28 年度実績では県全体で保育士として再雇用が決まったのは 28 件程度でした。

③有資格者の給与実態については、全市的な給与の実態把握は特にしておりません。現在国の処遇改善が行われております。職員の経験年数に応じて約 2 %の給与を引き上げよという処遇改善Ⅰについては酒田市の認可保育園、認定こども園、企業内託児所のすべてが利用しております。それにプラスして新設された副主任に月 4 万円、若手リーダーに月 5 千円という処遇改善Ⅱについては園の給与体系に合わないという理由で 31 園のうち 5 園が利用できていませんけれども平成 29 年 12 月補正の段階で約 1 億 3 千 5 百万円を予算要求して各保育園の処遇改善に充てるところです。

④県内における保育士資格取得のための学習施設及び⑤当市での人材確保から資格取得のための教育機関の整備については、平成 29 年 6 月に実施したアンケート調査の際に東北公益文科大学の中で保育を学べる課程を設けることができないか、正式ではないが大学の先生方に問い合わせたところでは（保育を目指す）県内全体の学生数が少ない中でパイを奪い合ってしまうことに繋がる恐れがあるため今のところは科目を設けるのではなく大学同士が連携していく方向であるということでした。

⑥保育士の資格取得を目指す人材の活用については、園で保育補助者として就労を始めた方が将来的に保育士資格を取った場合に補助金がもらえるという国の制度があります。いま現在山形県では取り組んでおりませんが、平成 30 年度以降、国・県が示している利用できるものがあれば酒田市としても活用していきたいと考えています。

こうした状況を踏まえ平成 29 年度から保育士等人材確保事業を行っている訳ですが、平成 30 年度はそれを拡充した形で実施したいと思っております（資料 4-1 参照）。

#### ○白旗会長

ありがとうございました。皆さまからご質問等がありますでしょうか。

#### ○薬丸委員

酒田市では保育士が足りない理由をどう捉えているのでしょうか。以前ツイッターである保育士の給与明細が出て話題になったことがありますけれども、あれを見て酒田市は大丈夫なのだろうかと思いました。賃金センサスなどと比較して保育士の給与がどうなのか客観的な資料がないとその不安は払拭されませんので次回そういった資料も提示していただきたいです。金額面で現状をきちんと把握すべきと思いますがいかがでしょうか。

#### ○堀賀主幹

事業を展開するにあたっては色々な情報が必要となりますので調べてみたいと思います。

何が不足しているかというところについては、保育士養成校に通っている学生の約 8 割が地元就職を希望しているにも関わらず、正職員保育士の求人数が少ないという現状があります。最初はパートから始まり数年経過すると正職員になるのが多いパターンです。大学を卒業してもパートなのかという不安が学生にはあるようです。今後ガイダンス等でアンケートを取るなどして調べて行きたいと思っております。

### ○大滝（晋）委員

もうひとつ分析してほしいものがあります。実際に保育士資格を持っていても働いていない方がいます。そういった潜在保育士が何で働いていないのか、働いてくれないのか、募集しても研修会に来てくれないのかというところを分析してみてください。色々な要因が出てくると思いますが、それでもひとつひとつ潰していけば働いてくれるのか、そもそも働く気がないのかなどの分析が必要だと思います。

### ○堀賀主幹

山形県福祉人材センターを訪問した際に（潜在保育士）の人数を把握しているのかを尋ねました。保育士資格は登録制になっていますけれども結婚などで苗字が変わったり他県に行ってしまうとその後のフォローが出来ておらず、山形県で登録している保育士向けに以前アンケートを郵送したところ半数が「宛て先当らず」で戻って来てしまう状況だったそうで全体的な動向を掴むのは難しいとのことでした。

研修会に来てくれた方に聞きますと、やはり一旦保育を離れてしまうと（復帰に）不安があるとか、（いまの保育に）自分が付いていけるかといった意見がありました。加えて、求めている働き方がマッチしないと答えた方は、実は短い時間での稼働を希望されていることが分かりました。学生の場合は正職員でのフルタイムを希望していますので対照的で実際の働き方が合わずに採用に結びついていない状況です。

### ○大滝（晋）委員

今の話しは山形県福祉人材センターの調査結果です。山形県と酒田市の事情は違うと思います。実際酒田市に潜在保育士がどれくらいいるのか分からない訳ですから、例えば、セミナーを開催するとか案内を送付するとかして、潜在保育士を把握する努力をしてみた方が良いという気がします。

### ○堀賀主幹

努力してみたいと思います。

### ○白旗会長

給与面、待遇面、有資格者がどの程度いるのか、働き方のマッチングがいかがなものかというところが課題として出て来ておりますけれども酒田市では平成 30 年度に保育士の人材確保のために新規事業として、保育士就職ガイダンスや保育体験を行う予定となっています。NPO法人にこっとでも保育体験を実施していると思います。石垣委員より保育体験をしてみたの参加者の反応や現場の声などをお願いいたします。

### ○石垣委員

NPO法人にこっとでは社会福祉協議会より夏休みを利用してのボランティアを受け入れています。昨年までは1日だけの受け入れでしたが今年は2日間募集しました。1日目は施設説明と子どもとの接し方研修、2日目は子どもと実際に触れ合う実践的な読み聞か

せなどを計画しました。残念ながら1人も来ませんでした。理由を高校生に聞くと、部活が土日もある、進学校だと宿題が多い、いつも忙しく時間が無い、といった状況で研修してまでボランティアには至らない学生が多いのではないかと感じました。

新規事業として保育体験とありますけれども休日利用では学生はなかなか集まらないと思います。東北公益文科大学の学生に子どもと触れ合ってみませんかと声掛けしていますけれども1~2回来た後はバイトが忙しいとか授業があるとってほとんどが長続きしません。高校生の場合は授業の中に組み込んで行かない限り自らボランティアに来る学生は少ないと思います。

#### ○和田委員

石垣委員からすごく良いお話を聞いて良かったと思います。私が所属している青年会議所でも色々な青少年育成事業をやっていますけれども、意外と高校生は自分のやりたいことが決まっていることが多いと感じます。意識の醸成というところで最近では中学生の方が響くのではないかというふうに青年会議所内でも答えが出つつあります。保育園と教育委員会とが連携して、こちらから学校等へ出向いて行き、保育体験を出前授業でやると子ども達にとってすごく良いと思います。

#### ○白旗会長

いま現在学校教育課でそのような体験学習を行っているものはありますか。

#### ○三浦学校教育課長補佐

中学2年生が職場体験学習で各職場に約3日間行きます。生徒毎が将来を考え希望の職場で体験活動してくる授業を総合学習の時間に行っています。

#### ○白旗会長

高校で行われている「命の授業」はいかがでしょうか。

#### ○堀賀主幹

命の授業は少子化対策として行っております。子育て支援課が行う赤ちゃん登校日は高校生が対象で、NPO法人にこつとが行う赤ちゃん登校日は小中学生が対象という違いがあります。お母さん達も次世代を育てたいという思いとともに学びがそこにあります。高校生との触れ合いも大事だなと子育て支援課では思っております。触れ合い体験をした後にお母さん達との話し合いの場を設けていますのでその辺のところはNPO法人にこつとからいかがでしょうか。

#### ○石垣委員

社会教育文化課からの委託を受けて今年も小中学校に30回以上訪問しました。親子は30数名。1月にお母さん達から集まってもらい来年度の赤ちゃん登校日について話を聞きました。お母さん達の反応は、行って見てすごく良かった、来年度以降もずっと続けてほしいという意見が多くありました。お母さん達が学校に行くことはまず無いですし、この

乳幼児が小中学生になるとこんな風に成長することが見れたり、生徒達が考えていることが聞けてすごく良かったと言っていました。一方生徒達からもアンケートをいただきます。お母さんと乳幼児が接する姿を見てこれだけ自分も愛されて育ったんだと実感できたとか、子どもが嫌いで結婚する気はさらさら無かったお母さんから赤ちゃんができて自分にも優しくなれたという話を聞いて良かったなど、小学生でさえすごく良い感想を聞かせてくれるので親子の関わりを考える良い授業だと考えています。

#### ○宮田委員

皆さんから色々なお話を聞いてありがとうございました。白旗会長は東北公益文科大学で先生をなさっていますので直にお聞きします。2018年大学ガイダンスの中に地域福祉コースの掲載があります。平成28年度の社会福祉士国家試験の合格率は全国平均25.8%に対して東北公益文科大学は50.0%と全国の2倍となっています。これに保育士養成コースを併設するのはいかがでしょうか。個人的な意見で結構です。

#### ○白旗会長

何とも言えませんけれども、学生の中には保育士になりたいという学生が少なからずいます。特に私は教職課程を担当しておりますので幼児教育に興味がある学生に対しては保育士資格の受験やボランティア活動への参加を勧めております。事務局からも説明がありましたけれども県内に保育士養成校がありますのでそちらと連携しながら考えて行くことになると思います。以上をもちましてまとめたいと思います。

#### ○白旗会長

議事の「その他」です。委員の皆さまと一緒に話し合いたい項目などがありましたら、折角の機会ですので何でも結構です。何かありましたらお願いいたします。

無いようでしたら次に進みます。

### ■5. その他

#### ○司会進行：白旗会長

「5番、(大きな)その他」に進みます。「資料5」をご覧ください。事前シートによりまして薬丸委員から質問をいただきました。内容は離婚調停中などのひとり親家庭の取り扱いについてでした。質問をいただきました薬丸委員より質問要旨について簡単にご説明をお願いいたします。

#### ○質問要旨：薬丸委員（資料5参照）

#### ○薬丸委員

私は弁護士をしております離婚調停を引き受けることがあります。これからシングルマザーになるお母さん達と話しをしていて「困った」と言われることが結構ありますので今回質問シートを出させていただきました。

1点目は離婚調停中もしくは離婚調停準備中に保育園の申込をしなければいけなくなったときに、ひとり親になると順位が上がりますけれども、準備中の状況ではどんなふうに対応していただけるのかをはっきり聞きたかったことと、それを弁護士が付かない人にはどういうふうに周知しているのか伺います。

2点目は児童手当のことです。(離婚調停中もしくは離婚調停準備中に)旦那と別居しましたけれども、旦那の銀行口座に振り込まれている手当を実際に監護している母親の振込口座へ変えることができないかということです。その母親が酒田市に問い合わせたところ「旦那が住民票を移す必要があります」と言われたそうです。紛争性が高い離婚事案ですと旦那が任意で住民票をなかなか移してくれません。そういったときに監護していない親に手当が入り続けてしまうことは問題があると思っております。その辺を柔軟に対応していただけないか伺います。

#### ○白旗会長

ありがとうございました。事務局から回答をお願いいたします。

#### ○門田こども支援主査

子育て支援課の門田です。私から保育園の入所決定について回答いたします。

離婚調停中の方であれば、離婚調停の申立書の写しや、調停期日呼出状の写し等の書類を提出していただき、離婚調停中であることが確認できればひとり親家庭と同等の取り扱いで保育所入所の審査をしております。離婚調停準備中の方については、どこからが離婚調停の準備か一概に定義することが難しいため、弁護士からの上申書等を提出していただき、実際に離婚調停へ向けて動いていることが確認できればひとり親家庭と同等の取り扱いで保育所入所の審査をしております。また弁護士が付かないような人への周知につきましては個別に窓口で丁寧に話しを伺ったうえで、その方の置かれている状況が確認できる客観的な資料等があればそれによって個別に判断させていただくこととなります。

#### ○阿部(健)家庭支援主査兼係長

子育て支援課の阿部です。私から児童手当について回答いたします。

児童手当は国の制度に基づいて支給されている手当です。支給要件は①児童を監護し、②生計を同じくする父または母であって、③日本国内に住所を有するものが基本です。支給要件を満たす者が複数いる場合は児童の生計を維持する程度が高い者とされています。その判断にあたっては、父母等の所得の状況、住民票の取扱い(世帯主)、健康保険の適用状況、住民税等の扶養親族の取扱いも確認の上、諸事情を総合的に考慮しています。これらに関わらず別居している場合は同居が優先されます。単身赴任を除きます。例えば離婚調停中である父または母が別居している場合、別居中の父または母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められ手当を受給できます。ご質問の監護親の管理口座への振込については、父または母が別居し、住民票も異動し、監護親と子が同居し、離婚協議中であることが分かる書類を添付していただければ児童手当の新規認定請求ができます。なお個別具体的なケースにつきましてはその都度子育て支援課へご相談ください。

○薬丸委員

住民票の異動が必須のところは疑問です。紛争性が高い場合などは任意で異動して頂けませんし強制することもできません。事実上別居しているけれども住民票が同一という例は多いと思いますし、実際に離婚が成立してから住民票を移す方が多いと思います。住所異動が必須のところは酒田市が決めることなのかそれとも国が決めることなのか。そこを変えられないとすればその根拠は何なのか、通達とか要綱とか、法律的に大変重要だと思いますのでお教えていただきたいと思います。

○阿部（健）家庭支援主査兼係長

事務手続きについては関係法令通知集や事務マニュアルに基づいて、類似事例も参考にしながら総合的に判断しております。疑問点については国県になお確認し、関係法令については後で該当箇所をお示しいたします。

後日回答

児童手当法第4条第4項に基づく手当認定の実務については平成25年9月30日付けで厚生労働省児童手当管理室が発行した「児童手当Q&A集」を参照します。法第4条第4項の関係部分は、問6-1から問6-8までです。（抜粋）

特に問6-2では、世帯の実態と公簿上（住民基本台帳）の取扱いに疑義がある場合は住民基本台帳等の関係部門と連携し、「適切な住所認定を行った上で」児童手当の事務処理を行う旨が記載されています。

また児童手当事務が住民票の住所により行われることは、児童手当の認定は住所地の市町村長が行うこと（法第7条）と関連しています。市区町村が児童手当の認定業務を行うのは、住民基本台帳等の公簿を確認できること等の理由によります。Q&A集問1-33、1-34（抜粋）

○白旗会長

折角の機会です。他に委員の皆さまから情報提供など何かありましたらお願い致します。無いようでしたら終了いたします。

委員の皆さまには会議の進行に協力いただきありがとうございました。ここで議長の職を解かさせていただきます。事務局へお返しします。

■6. 閉会

○司会進行：阿部（衛）課長補佐

長時間に渡りご協議をいただきありがとうございました。以上をもちまして平成29年度第2回目の子ども・子育て会議を閉会いたします。気をつけてお帰りください。

【 正午閉会 】